



【表紙】

【提出書類】

【根拠条文】

【提出先】

【氏名又は名称】

【住所又は本店所在地】

【報告義務発生日】

【提出日】

【提出者及び共同保有者の

総数(名)】

【提出形態】

変更報告書 No. 5

法第 27 条の 25 第 1 項に基づく報告書

関東財務局長

弁護士 平川 修

東京都港区六本木一丁目 6-1 泉ガーデンタワー

アンダーソン・毛利 法律事務所

平成 16 年 11 月 5 日

平成 16 年 11 月 12 日

7名

連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社バンダイ
会社コード	7967
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京
本店所在地	〒111-8081 東京都台東区駒形 2-5-4

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／1】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド (Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、チェイター・ロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス6階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和59年2月10日
代表者氏名	郭 宝樹（クオ・ポール）
代表者役職	日本における代表者
事業内容	証券業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	2,886,100		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 2,419,000		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 5,305,100	N 0	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 5,305,100		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 2,419,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	5.25%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	5.15%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 9 月 7 日	株券	1,700	処分	2,610 円
平成 16 年 9 月 8 日	株券	100	処分	2,580 円
平成 16 年 9 月 9 日	株券	600	処分	2,556.67 円
平成 16 年 9 月 9 日	株券	400	取得	2,531 円
平成 16 年 9 月 9 日	対象有価証券カバー ドワラント	50,000	取得	0 円
平成 16 年 9 月 9 日	対象有価証券カバー ドワラント	50,000	処分	0 円
平成 16 年 9 月 10 日	株券	50,000	取得	消費貸借
平成 16 年 9 月 10 日	株券	14,900	処分	2,552.55 円
平成 16 年 9 月 10 日	株券	800	取得	2,560 円
平成 16 年 9 月 13 日	株券	100	処分	2,560 円
平成 16 年 9 月 14 日	株券	600	取得	2,569.17 円
平成 16 年 9 月 15 日	株券	300	処分	2,557.5 円
平成 16 年 9 月 15 日	株券	100	取得	2,565 円
平成 16 年 9 月 16 日	株券	200	処分	2,520 円
平成 16 年 9 月 16 日	株券	100	取得	2,505 円
平成 16 年 9 月 17 日	株券	100	処分	2,520 円
平成 16 年 9 月 17 日	株券	100	取得	2,525 円
平成 16 年 9 月 17 日	株券	50,800	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 22 日	株券	2,100	取得	消費貸借
平成 16 年 9 月 22 日	株券	500	処分	2,536.25 円
平成 16 年 9 月 24 日	株券	2,100	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 24 日	株券	500	処分	2,538.50 円
平成 16 年 9 月 24 日	株券	300	取得	2,542.5 円
平成 16 年 9 月 27 日	株券	100	処分	2,510 円
平成 16 年 9 月 27 日	株券	100	取得	2,520 円
平成 16 年 9 月 28 日	株券	100	処分	2,550 円
平成 16 年 9 月 30 日	株券	400	処分	2,590 円
平成 16 年 10 月 4 日	株券	500	取得	2,651.25 円
平成 16 年 10 月 5 日	株券	100	処分	2,660 円
平成 16 年 10 月 5 日	株券	100	取得	2,670 円
平成 16 年 10 月 6 日	株券	200	処分	2,688 円
平成 16 年 10 月 6 日	株券	300	取得	2,690 円
平成 16 年 10 月 7 日	株券	200	取得	2,657.5 円
平成 16 年 10 月 8 日	株券	200	取得	2,630 円
平成 16 年 10 月 12 日	株券	100	処分	2,600 円
平成 16 年 10 月 13 日	株券	300	取得	2,608.33 円
平成 16 年 10 月 14 日	株券	400	処分	2,572.5 円
平成 16 年 10 月 15 日	株券	500	処分	2,530 円

平成 16 年 10 月 18 日	株券	300	取得	2,506.67 円
平成 16 年 10 月 19 日	株券	100	処分	2,520 円
平成 16 年 10 月 19 日	株券	300	取得	2,525 円
平成 16 年 10 月 20 日	株券	5,100	処分	消費貸借
平成 16 年 10 月 20 日	株券	300	処分	2,516.67 円
平成 16 年 10 月 21 日	株券	400	取得	2,452.5 円
平成 16 年 10 月 25 日	株券	1,300	取得	2,395 円
平成 16 年 10 月 26 日	株券	200	処分	2,420 円
平成 16 年 10 月 26 日	株券	400	取得	2,420 円
平成 16 年 10 月 27 日	株券	200	処分	2,427.5 円
平成 16 年 10 月 28 日	株券	100	処分	2,440 円
平成 16 年 10 月 28 日	株券	200	取得	2,435 円
平成 16 年 10 月 29 日	株券	4,600	取得	2,335 円
平成 16 年 10 月 29 日	株券	700	処分	2,402.5 円
平成 16 年 11 月 1 日	株券	14,100	取得	2,270.16 円
平成 16 年 11 月 2 日	株券	5,200	取得	2,265.4 円
平成 16 年 11 月 4 日	株券	200	取得	2,265 円
平成 16 年 11 月 5 日	株券	3,900	処分	2,277.5 円
平成 16 年 11 月 5 日	株券	100	取得	2,265 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券の内 2,828,500 株は消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	139,429
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	139,429

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／2】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド (Credit Suisse First Boston(Hong Kong) Limited)
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和63年3月22日
代表者氏名	トッド・サンドス
代表者役職	取締役
事業内容	有価証券の取引・販売、債券または株式による資金調達および金融商品の販売業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の株券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	9,800		
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 9,800	N 0	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 9,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.01%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	—

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 11 月 5 日	株券	9,800	取得	2,272.33 円
	以下余白			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	22,326
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	22,326

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／3】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド (Credit Suisse First Boston (Europe) Limited)
住所又は本店所在地	英国 ロンドンE14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	昭和41年11月9日
代表者氏名	ポール・チェルソム
代表者役職	ディレクター
事業内容	国際有価証券引受・取引業務、コーポレート・ファイナンス業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の株式を貸借している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	1,412,200		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D	0	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	1,412,200	N
		0	0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q	1,412,200	
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	0	

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S	98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		1.43%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		2.13%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 9 月 7 日	株券	50,000	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 7 日	株券	50,000	取得	消費貸借
平成 16 年 9 月 7 日	株券	2,000	取得	2,595.25 円
平成 16 年 9 月 8 日	株券	300	処分	2,600 円
平成 16 年 9 月 9 日	株券	200	処分	2,570 円
平成 16 年 9 月 10 日	株券	1,900	取得	2,563.95 円
平成 16 年 9 月 10 日	株券	2,500	処分	2,544.2 円
平成 16 年 9 月 13 日	株券	200	処分	2,557.5 円
平成 16 年 9 月 14 日	株券	100	処分	2,580 円
平成 16 年 9 月 14 日	株券	800	取得	消費貸借
平成 16 年 9 月 15 日	株券	2,000	取得	2,563.25 円
平成 16 年 9 月 16 日	株券	2,100	処分	2,523.57 円
平成 16 年 9 月 16 日	株券	800	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 17 日	株券	2,100	取得	2,521.19 円
平成 16 年 9 月 21 日	株券	2,100	取得	2,532.86 円
平成 16 年 9 月 21 日	株券	900	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 22 日	株券	2,000	処分	2,545.5 円
平成 16 年 9 月 22 日	株券	3,400	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 24 日	株券	400	取得	2,535 円
平成 16 年 9 月 24 日	株券	2,000	処分	消費貸借
平成 16 年 9 月 27 日	株券	300	取得	2,526.67 円
平成 16 年 9 月 28 日	株券	300	処分	2,555 円
平成 16 年 9 月 29 日	株券	300	処分	2,558.33 円
平成 16 年 9 月 30 日	株券	1,900	処分	2,572.11 円
平成 16 年 9 月 30 日	株券	3,000	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 1 日	株券	200	取得	2,587.5 円
平成 16 年 10 月 1 日	株券	400	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 4 日	株券	100	取得	2,630 円
平成 16 年 10 月 4 日	株券	500	処分	2,640 円
平成 16 年 10 月 4 日	株券	200	処分	消費貸借
平成 16 年 10 月 4 日	株券	500	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 5 日	株券	100	取得	2,670 円
平成 16 年 10 月 6 日	株券	200	取得	2,672.5 円
平成 16 年 10 月 7 日	株券	1,900	処分	2,693.16 円
平成 16 年 10 月 7 日	株券	1,500	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 8 日	株券	300	取得	2,628.33 円
平成 16 年 10 月 12 日	株券	200	取得	2,620 円
平成 16 年 10 月 13 日	株券	1,900	処分	2,592.11 円
平成 16 年 10 月 13 日	株券	1,500	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 14 日	株券	100	取得	2,580 円

平成 16 年 10 月 15 日	株券	1,200	取得	2,535.83 円
平成 16 年 10 月 15 日	株券	5,100	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 18 日	株券	1,000	処分	2,517 円
平成 16 年 10 月 19 日	株券	100	取得	2,520 円
平成 16 年 10 月 19 日	株券	5,100	処分	消費貸借
平成 16 年 10 月 20 日	株券	1,900	処分	2,503.68 円
平成 16 年 10 月 20 日	株券	1,500	取得	消費貸借
平成 16 年 10 月 22 日	株券	2,000	取得	2,444.5 円
平成 16 年 10 月 25 日	株券	1,900	取得	2,402.89 円
平成 16 年 10 月 26 日	株券	1,900	取得	2,398.95 円
平成 16 年 10 月 27 日	株券	700	取得	2,449.29 円
平成 16 年 10 月 28 日	株券	1,900	取得	2,436.58 円
平成 16 年 10 月 29 日	株券	800	取得	2,425.63 円
平成 16 年 11 月 1 日	株券	2,000	取得	2,253 円
平成 16 年 11 月 2 日	株券	4,500	取得	2,280.62 円
平成 16 年 11 月 4 日	株券	2,000	取得	2,249.25 円
平成 16 年 11 月 5 日	株券	1,900	取得	2,274 円
平成 16 年 11 月 5 日	株券	291,400	処分	消費貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

② 【借入金の内訳】

番号	*名称 (支店名)	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／4】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル (Credit Suisse First Boston International)
住所又は本店所在地	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成2年5月9日
代表者氏名	ポール・チェルソム
代表者役職	ディレクター
事業内容	デリバティブ商品取引業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて国内の有価証券に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	471,400		
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証書(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 2,419,000		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 2,890,400	N 0	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 2,890,400		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 2,419,000		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	2.86%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	2.96%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 9 月 7 日	株券	10,000	取得	2,597.60 円
平成 16 年 9 月 9 日	対象有価証券カバー ドワラント	50,000	取得	0 円
平成 16 年 9 月 9 日	対象有価証券カバー ドワラント	50,000	処分	0 円
平成 16 年 9 月 28 日	株券	1,700	取得	2,532.53 円
平成 16 年 10 月 18 日	株券	13,000	取得	2,509.62 円
平成 16 年 10 月 19 日	株券	3,000	取得	2,522.52 円
平成 16 年 10 月 20 日	株券	10,000	取得	2,484.93 円
平成 16 年 10 月 21 日	株券	10,000	取得	2,452.45 円
平成 16 年 10 月 25 日	株券	39,200	取得	2,394.43 円
平成 16 年 10 月 26 日	株券	50,000	取得	2,404.99 円
平成 16 年 10 月 27 日	株券	97,000	取得	2,425.58 円
平成 16 年 10 月 28 日	株券	48,100	取得	2,435.82 円
平成 16 年 10 月 29 日	株券	115,500	取得	2,310.11 円
平成 16 年 11 月 5 日	株券	20,000	取得	2,278.53 円
平成 16 年 11 月 5 日	株券	300,000	処分	消費貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／5】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（その他（米国デラウェア州法上のリミテッド・ライアビリティ・カンパニー））
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエルシー (Credit Suisse First Boston LLC)
住所又は本店所在地	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー11
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成14年12月19日
代表者氏名	スチュアート・プレズロー
代表者役職	マネージング・ディレクター
事業内容	投資銀行業務および証券業務

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定で国内の株券を貸借している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	805,600		
新株引受権証書(株)	A	--	G
新株予約権証券(株)	B	0	H
新株予約権付社債券(株)	C	0	I
対象有価証券 カバードワラント	D	0	J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 805,600	N 0	O 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 805,600		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.82%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	1.30%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 9 月 21 日	株券	900	処分	消費貸借
平成 16 年 11 月 5 日	株券	241,400	処分	消費貸借

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券は全て消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記内訳 (具体的に)	
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	0

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／6】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・ファースト・ボストン（Credit Suisse First Boston）
住所又は本店所在地	スイス国チューリッヒ、8045、ユートゥリパーグ・ストラッセ 231
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	明治16年4月27日
代表者氏名	アーンスト・ケスラー
代表者役職	ディレクター
事業内容	スイス国内外の商業及び投資銀行業務、機関投資家向け投資顧問業務等

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

自己勘定にて、あるいは投資一任契約に基づき顧客勘定にて、国内の株式に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	107,500		32,200
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 107,500	N 0	0 32,200
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 139,700		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.14%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.09%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 10 月 29 日	株券	5,400	処分	消費貸借
	以下余白			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

保有している株券の内 107,500 株は消費貸借によるものである。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	83,239
上記内訳 (具体的に)	投資一任契約に基づく顧客資産による売買
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	83,239

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者）／7】

(1)【提出者の概要】

①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス（ルクセンブルグ） エス・エー (Credit Suisse Asset Management Fund Service (Luxembourg) S.A.)
住所又は本店所在地	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ5
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	平成9年7月31日
代表者氏名	ガイ・ライター
代表者役職	ヴァイス・プレジデント
事業内容	投資信託委託業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先 及び担当者名	〒106-6036 東京都港区六本木一丁目6-1 泉ガーデンタワー アンダーソン・毛利 法律事務所 弁護士 今津 幸子
電話番号	03-(6888)-1000

(2)【保有目的】

投資信託委託業者として国内の株式に投資している。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	0		30,800
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 0	N 0	O 30,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 30,800		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	0.03%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.03%

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成 16 年 10 月 29 日	株券	900	処分	2,319.54 円
	以下余白			

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	0
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	75,601
上記内訳 (具体的に)	投資信託における売買
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	75,601

②【借入金の内訳】

番号	*名称（支店名）	業種	*代表者氏名	*所在地	借入 目的	金額 (千円)
1	該当なし					
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称（支店名）	代表者名	所在地
	該当なし		

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
- (2) クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ホンコン) リミテッド
- (3) クレディ・スイス・ファースト・ボストン (ヨーロッパ) リミテッド
- (4) クレディ・スイス・ファースト・ボストン・インターナショナル
- (5) クレディ・スイス・ファースト・ボストン・エルエルシー
- (6) クレディ・スイス・ファースト・ボストン
- (7) クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・エー

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)	5,692,600		63,000
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株予約権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D 4,838,000		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M 10,530,600	N 0	O 63,000
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q 10,593,600		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 4,838,000		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成16年11月5日現在)	S 98,687,000
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)	10.23%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	11.32%

委任状

香港法により設立され、香港、セントラル、チエイター・ロード 16-20 アレキザ
ンドラ・ハウス6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリ
ティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木
一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護
士平川修氏及び同今津幸子氏を代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任
する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券
取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」と
いう。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年1月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印
せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



POWER OF ATTORNEY

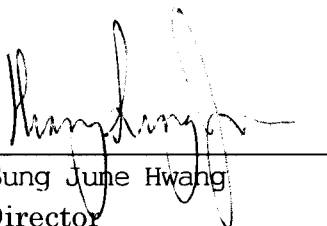
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited, a corporation organized and existing under the laws of Hong Kong Special Administrative Region, People's Republic of China with its principal office at 45th and 46th Floors, Two Exchange Square, 8 Connaught Place, Central, Hong Kong (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

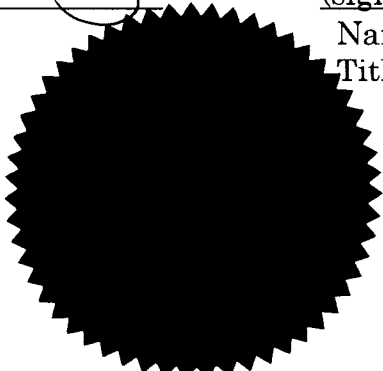
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 7th day of June 2004.

Credit Suisse First Boston (Hong Kong) Limited


(signature)
Name: Todd Sandoz
Title: Director


(signature)
Name: Sung June Hwang
Title: Director



(訳文)

委任状

中華人民共和国香港特別行政区法に基づき設立され存続し、本店を香港、セントラル、コンノート・プレイス8、トゥー・エクスチェンジ・スクウェア、45階および46階に有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年6月7日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ホンコン）リミテッド

トッド・サンドス
取締役

サン・ジュン・ファン
取締役

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、チェイター ロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年11月10日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



添付書類 A

法人名	住 所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリパー グ・ストラッセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インター ナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ヨーロ ッパ）リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイ ティーズ・リミテッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スク ウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン（ホンコ ン）リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス 8、ト ウー・エクステンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエ ルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
クレディ・スイス	スイス国 チューリッヒ 8001 パラデプラッツ 8
クレディ・スイス生命保険株式会社	日本国東京都文京区本郷 1-28-34 本郷 MK ビル
クレディ・スイス・フィデス	スイス国 チューリッヒ 8027 プレチュイッグ 33
クレディ・スイス（イタリア）エス・ピー・エー	イタリア ミラノ ヴィアメンゴニ 4
クレディ・スイス・プライベート・アドバイザーズ	スイス国 チューリッヒ バーンホフストラッセ 78
スイス・アメリカン・セキュリティーズ・インク	米国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク市 東 49 番通り 12
クラリデン・バンク	スイス国 チューリッヒ 8002 クラリデンストラ ッセ 26
ウィンタートウル・スイス保険会社	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
ウィンタートウル・ライフ	スイス国 ウィンタートウル CH-8401 ジェネ ラル グーセンストラッセ 40
クレディ・スイス・ライフ・アンド・ペンション・ エージ（リヒテンシュタイン）	リヒテンシュタイン ファードウーツ FL-9490 ムールホーツ 3
フライ・ルイス・キャピタル・マネジメント・イン ク	米国 イリノイ州 60606 シカゴ スイート 1000 ダブリュー・ワッカー・ドライバー 225
パール・インベストメント・マネジメント・リミテ ッド	バハマ連邦 ナッソー バハマ・ファイナンシャル ・センター
ジェイオー ハンブロ インベストメント マネジ メント リミテッド	英国 ロンドン SW1Y 4HB セント・ジェームズ スクエア 21
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・キャピ タル・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・ アベニュー 11
シーエスエイチ ジェスチョン プリベ	フランス パリ 75009 38 ルードウ プロバ ンス
シーエスピービー・ノトラディショナル・インベ ストメンツ・リミテッド	バハマ連邦 ナッソー シャーレイ・アンド・シ ャーロット・ストリート ザ・バハマフィナンシ ャルセンター 3 階

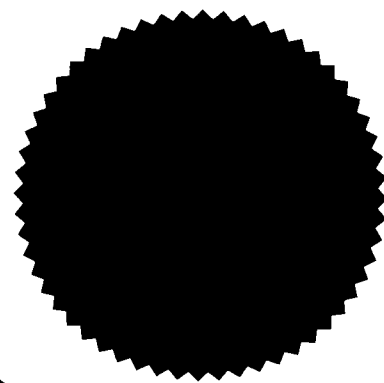
POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston (Europe) Limited, a corporation organized and existing under the laws of England with its principal office at One Cabot Square, London E14 4 QJ_(the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

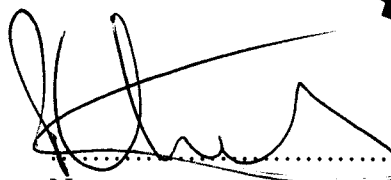
1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 20th day of October, 2004.

The Common Seal of)
 CREDIT SUISSE)
 FIRST BOSTON (EUROPE) LIMITED)
 was hereunto affixed)
 in the presence of:-)




 Name: **Paul Hare**
 Title: **Director**


 Name: **Paul Chelsom**
 Title: **Director**

(訳文)

委任状

英国法に基づき設立され存続し、本店を英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェアに有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッド（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年10月20日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

下記署名人の面前にて、クレディ・スイス・ファースト・ボストン（ヨーロッパ）リミテッドの社印が捺印された。

ポール・ヘーア
ディレクター

ポール・チェルソム
ディレクター

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、デベイターロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所
の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年1月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、B045、ニュートウリバーグ・ストラ ーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ヨーロッパ)リミテッ ド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイティーズ・リミ テッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ホンコン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス B、タワー・エクス テンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー 11

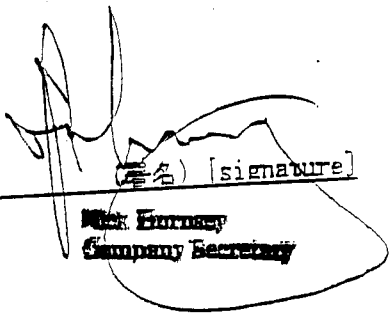
委任状

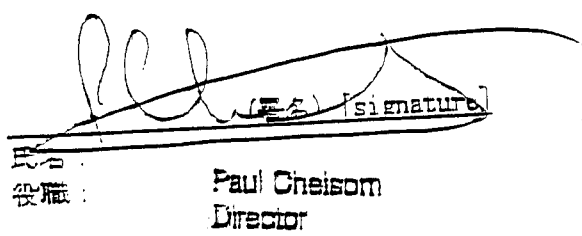
England 法に基づき設立され、One Cabot Square, London E14 4QJ に住所を有す Credit Suisse First Boston International (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

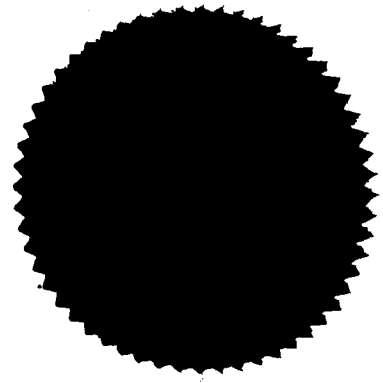
1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年1月14 January 2003 日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

CREDIT SUISSE FIRST BOSTON INTERNATIONAL


 (署名) [signature]
 氏名: Nick Furness
 役職: Company Secretary


 (署名) [signature]
 氏名: Paul Cheisom
 役職: Director



Registered office as above. Regulated by The Financial Services Authority.
Credit Suisse First Boston International is registered with unlimited liability in
England under No. 2500189.

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、テニイター ロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所
の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類A
に記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行
為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、
証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告
書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年1月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印
せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



添付書類A

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、8045、ユートウリパーゲ・ストラ ーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ヨーロッパ)リミテッ ド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイティーズ・リミ テッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ホンコン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス E、タワー・エクス チェンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー -11

POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse First Boston LLC, a limited liability company organized and existing under the laws of the State of Delaware, United States of America (successor by merger to Credit Suisse First Boston Corporation, a Massachusetts corporation) with its principal office at 11 Madison Avenue, New York, New York, United States of America (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse First Boston Securities (Japan) Limited to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

This Power of Attorney shall be governed under the laws of the State of New York.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 31st day of January 2003.

Credit Suisse First Boston LLC



Name: Stuart Braslow
Title: Managing Director

委任状

米国デラウェア州法に基づき設立され再統し、本店を米国ニューヨーク州、ニューヨーク マジソン・アベニュー11に有するリミテッド・ライアビリティ・カンパニーであるクレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエルシー（マサチューセッツ法人であるクレディ・スイス・ファースト・ポストン・コーポレーションの合併による承継者）（以下「当社」という。）は、クレディ・スイス・ファースト・ポストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドを代理人と定め、当社のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している企業（以下「発行会社」という。）の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大量保有報告書およびその他修正、補遺または変更の報告書（以下「報告書」という。）を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 上記権限の全てまたは一部を、複代理人に委任すること。

本委任状はニューヨーク州法に準拠する。

上記の証として、当社は、2003年1月31日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエルシー

氏名：ステュワート・ブレズロー
役職：マネージング・ディレクター

委任状

香港法に基づき設立され、本店を香港、セントラル、デニター ロード 16-20 アレキザンドラ・ハウス6階に住所を有するクレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所
の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年1月14日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス・ファースト・ボストン・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッド
日本における代表者 郭 宝樹



添付書類

法人名	住所
クレディ・スイス・ファースト・ポストン	スイス国チューリッヒ、BD45、ニートウリバーグ・ストラ ーセ 231
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・インターナショナル	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ヨーロッパ)リミテッ ド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エクイティーズ・リミ テッド	英国 ロンドン E14 4QJ、ワン・カボット・スクウェア
クレディ・スイス・ファースト・ポストン(ホンコン)リミテッド	香港、セントラル、コンノート・プレイス B、タワー・ニクス テエンジ・スクウェア、45 階および 46 階
クレディ・スイス・ファースト・ポストン・エルエルシー	米国 ニューヨーク州 ニューヨーク マジソン・アベニュー -11

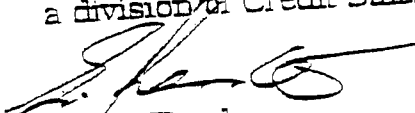
POWER OF ATTORNEY

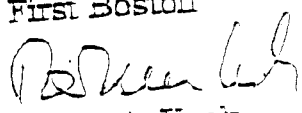
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that **Credit Suisse Asset Management**, a division of Credit Suisse First Boston, a corporation organized and existing under the laws of Switzerland with its principal office at CH-8045 Zurich (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this 4th day of April 2002.

Credit Suisse Asset Management
a division of Credit Suisse First Boston


Ernst Kessler
Director


Markus A. Vock
Vice President

(訳文)

委任状

スイス法に基づき設立され存続し、本店をスイス国チューリッヒ CH-8045 に有するクレ
ディ・スイス・ファースト・ポストン (クレディ・スイス・アセット・マネジメント部
門) (以下「当社」という。) は、クレディ・スイス信託銀行株式会社を代理人と定め、
当社を代表して当行のために下記の行為を行う権限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大
量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財
務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2002年4月4日、権限ある役員をして本委任状に署名せしめ
た。

クレディ・スイス・ファースト・ポストン
(クレディ・スイス・アセット・マネジメント部門)

アーンスト・ケスラー
取締役

マーカス・A・フォック
ヴァイス・プレジデント

委任状



日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年11月5日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレ



添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン 44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス 1、ゲートウェイ・ビルディング 32 階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラゲゲゼルシャフト エムベーハー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラブケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1074、ラコチ・ウートウ 70-72
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ポルスカ)エス・アー	ポーランド共和国、ワルシャワ 02-515 ポワスカ通り 15
バンコ デ インベステイメントス クレディ スイス ファースト ボストン エシニア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ ブリガディオ ファリア リマ 3064、12 階 13 階 14 階
クレディ スイス ファースト ボストン ディストウリ ブイドウラ デ テイトウロス エ ヴァロルエ モビリアリオス エシニア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ ブリガディオ ファリア リマ 3064、13 階 14 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(バハマ)リミテッド	バハマ国、ナツソー、シェリー アンド シャルロット通り 私書箱 N3721 バハマ・ファイナンシャル・センター4階

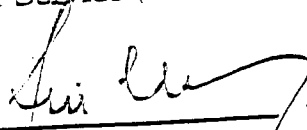
POWER OF ATTORNEY


KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Credit Suisse Asset Management Fund Service (Luxembourg) S.A., a corporation organized and existing under the laws of the Grand-Duchy of Luxembourg with its principal office at 5, rue Jean Monnet, L-2180 Luxembourg (the "Company"), hereby nominates, constitutes and appoints Credit Suisse Trust and Banking Co., Ltd. to be the true and lawful attorney-in-fact for and in the name and on behalf of the Company to do, execute and perform all or any of the following acts, deeds, matters and things, namely:

1. To prepare, execute and file the Record Date Notice, Report on Large Shareholding and any amendments, supplements or changes thereto (hereinafter referred to as the "Report") relating to the Company's shareholding in companies listed on any of the stock exchanges in Japan or traded over the counter (hereinafter referred to as the "Issuing Companies") with the Director of Kanto Local Finance Bureau pursuant to Chapter 2-3 of the Securities Exchange Law of Japan.
2. To send and submit copies of the Report to the Issuing Companies and the relevant stock exchanges or the Japan Securities Dealers Association; and
3. To delegate all or any part of the above-mentioned powers to any person or persons selected by him.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed this DEC 31 2003

Credit Suisse Asset Management
Fund Service (Luxembourg) S.A.


Name: Alain Thuimany
Title: Vice President


Name: Guy Reiter
Title: Vice President

(訳文)

委任状

ルクセンブルグ大公国法に基づき設立され存続し、本店をルクセンブルグ大公国 レー
2180、ル・ジャン・モネ5に有するクレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファン
ド・サービス (ルクセンブルグ) エス・エー (以下「当社」という。) は、クレディ・ス
イス信託銀行株式会社を代理人と定め、当社を代表して当行のために下記の行為を行う権
限を委任する。

1. 当社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している会社 (以下「発行会社」という。) の株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき基準日の届出書、株式大
量保有報告書およびその他の報告書 (以下「報告書」という。) を作成、捺印し、関東財
務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所または日本証券業協会に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2003年10月31日、権限ある役員をして本委任状に署名せし
めた。

クレディ・スイス・アセット・マネジメント・
ファンド・サービス (ルクセンブルグ) エス・
エー

アライン・シルマニー
ヴァイス・プレジデント

ガイ・ライター
ヴァイス・プレジデント



委任状

日本国法に基づき設立され、東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワーに住所を有するクレディ・スイス信託銀行株式会社（以下「当社」という。）は、日本国東京都港区六本木1丁目6番1号泉ガーデンタワーに事務所を有するアンダーソン・毛利法律事務所の弁護士平川修氏及び同今津幸子氏を復代理人と定め、当社のために、当社が添付書類Aに記載された当社の関連会社（以下、「関連会社」という。）から委任を受けた下記の行為を行う権限を委任する。

1. 関連会社による日本の証券取引所に上場または店頭登録している株式の保有に関し、証券取引法第二章の三に基づき株式大量保有報告書およびその他の報告書（以下「報告書」という。）および基準日の届出書を作成、捺印し、関東財務局長に提出すること。
2. 報告書の写しを発行会社および関連証券取引所に送付すること。
3. 復代理人を選任すること。

上記の証として、当社は、2004年11月5日、権限ある役員をして本委任状に記名捺印せしめた。

クレディ・スイス信託銀行株式会社
代表取締役 フィリップ・バレ



添付書類A

法人名	住 所
クレディ・スイス投信株式会社	日本国東京都港区六本木一丁目6番1号泉ガーデンタワー
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン EC3A 7JJ、セント・ボトルフ・ストリート 15、ビューフォート・ハウス
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10017 ニューヨーク、レキシントン・アベニュー 466
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンド・サービス(ルクセンブルグ)エス・エー	ルクセンブルグ大公国 L-2180、ル・ジャン・モネ 5
クレディ・スイス・ファースト・ボストン	スイス国 チューリッヒ、8045
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ジェスチオン	フランス 75408 パリ セデックス 08、ル・ワシントン 44、ワシントン・プラザ
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(オーストラリア)リミテッド	オーストラリア連邦 シドニー、マクアリー・プレイス 1、ゲートウェイ・ビルディング 32 階
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・カピタルアンラージェゼルシャフト エムベーパー	ドイツ連邦共和国 フランクフルト・アム・マイン D 60308 メッセツウルム
クレディ・スイス・アセット・マネジメント SIM S.p.A.	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ファンズ S.p.A. SGR	イタリア ミラノ、ミッソーリ広場 2
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ガンジー)リミテッド	英国領チャンネル諸島、ガンジー、セント・ピーター・ポート、サウス・エスプラネード、ヘルベティア・コート
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・ハンガリー・アラブケツェロ エルティ.	ハンガリー共和国 ブダペスト 1074、ラコチ・ウートウ 70-72
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(プラハ)アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント・イノヴェステイッチニ・スポレッチノスト・アー・エス	チェコ共和国 プラハ 2、ラザルスカ 13/8、郵便番号 120 00
クレディ・スイス・アセット・マネジメント(ポルスカ)エス・アー	ポーランド共和国、ワルシャワ 02-515 ポワスカ通り 15
バンコ デ インベステイメントス クレディ スイス ファースト ボストン エシア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ ブリガディオ ファリア リマ 3064、12 階 13 階 14 階
クレディ スイス ファースト ボストン ディストゥリ ブイドウラ デ テイトウロス エ ヴァロルエ モビリアリオス エシア	ブラジル連邦共和国 サンパウロ市 サンパウロ アヴェニダ ブリガディオ ファリア リマ 3064、13 階 14 階
クレディ・スイス・ファースト・ボストン(バハマ)リミテッド	バハマ国、ナツソー、シェリー アンド シャルロット通り 私書箱 N3721 バハマ・ファイナンシャル・センター4階